

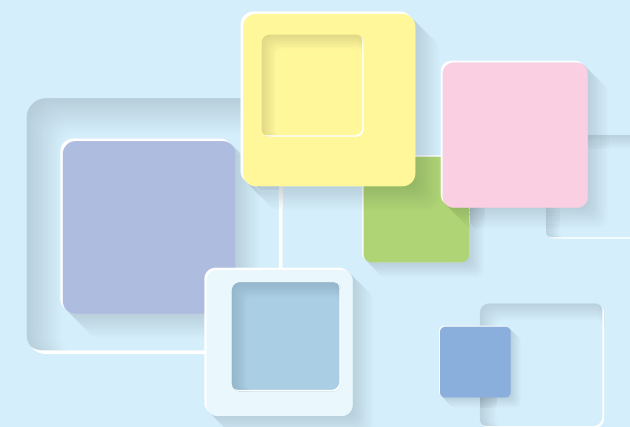
選ぶ眼、 決める力

第23号

2022.3月

目次

- ◇成年年齢引下げと消費者教育
- ◇講師を派遣します「消費者教育講座」
- ◇消費者教育教材をご活用ください!



講師を派遣します「消費者教育講座」

市内学校の児童・生徒、また教員や保護者等を対象とした消費者教育に関する出前講座を行っています。

【講師】

弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師、消費生活相談員など

【テーマ】

- 契約の基礎知識…売買契約の基本、契約が取り消しできる場合、クーリング・オフ制度など
- 金銭・金融教育…上手なお金の使い方、クレジットカードの仕組みと注意点など
- インターネットトラブルの被害にあわないために
…インターネットや携帯電話の安全安心な使い方、トラブルの予防と対策など
- 悪質商法の被害にあわないために
…若者が被害にあいやすい悪質商法の手口と対処法など

【申込方法】

実施日の2か月前までに「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。
(ホームページからダウンロードできます)



消費者教育教材をご活用ください!

消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べる学習サイトです。
タブレット端末に対応し、授業や家庭学習でより利用しやすくなっています。



小学校高学年向けコンテンツ「授業でござる!」は生活やお金についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができます。

仙台市オリジナル消費者教育教材

【小学生向け】



小学校低学年向け
ボードゲーム



小学5年生向け
リーフレット



DVD

【中学生向け】



中学1年生向け
パンフレット



中学3年生向け
パンフレット

成年年齢引下げと消費者教育

消費者庁消費者教育推進課

2022年4月から改正民法が施行され、成年年齢が18歳に引下げられる。これにより、18歳になれば自分の責任で様々な契約を結ぶことができるようになる一方で、18歳、19歳は未成年者取消権による保護の対象から外れることになり、消費者被害が拡大するおそれがある。

これらを踏まえ、消費者庁では、①若年者の自立を支援する消費者教育の充実、②消費者契約法の取消権追加などの制度整備等、③消費生活相談窓口の充実及び消費者ホットライン188番の周知等の施策を推進している。本稿では、これらの施策中の、高校生をはじめとする若年者の自立を支援する消費者教育の充実に関わる取組について紹介する。

1 若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

民法の成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁が連携し、2018年2月20日に、18年度から20年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」(以下「アクションプログラム」)を策定し、取組を進めてきた。

18歳になるまでに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任等を理解するとともに、身近な契約への理解や家計管理能力等の向上等を通じて、社会における消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育むことが必要である。消費者庁では、高校生向けの消費者教育教材である「社会への扉」を文部科学省と連携して作成し、全国のすべての高等学校等で実践的な消費者教育が行われるよう、活用を推進している。

編集・発行 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階
TEL: 022-268-7040 FAX: 022-268-8309

仙台市消費生活センター 検索



さらに、変化する消費者問題等に対応した消費者教育を充実させるため、消費生活相談員、弁護士、司法書士等の実務経験者の外部講師としての活用を推進するなど、多様な関係者と場をつなぐ調整役となる「消費者教育コーディネーター」の地方公共団体への配置とその活動を促進している。

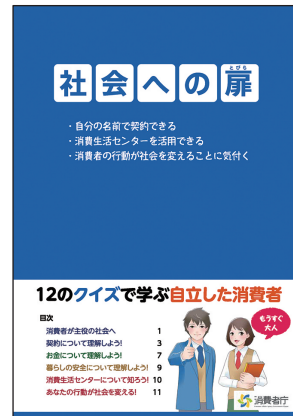
2 「社会への扉」等の活用

「社会への扉」は、消費生活に関する12問のクイズを掲載し、クイズと関連させて、以下の4つの内容で構成し、イラストを交えたわかりやすい解説を行っている。

- ①契約に関しては、契約の重要性やクーリング・オフ制度についての解説のほか、高校生にも身近なインターネットショッピングにおける注意事項等を具体的に掲載している。
- ②お金に関しては、「給料＝好きなように使えるお金」ではないことや、クレジットカードの仕組み、多重債務や詐欺的投資被害を防ぐための注意について掲載している。
- ③暮らしの安全では、暮らしに潜む危険の例を紹介し、安全に配慮した行動、再発防止のための行動がとれる消費者になることを促している。
- ④消費生活センターでは、消費者ホットライン188番や消費生活センターの役割について紹介するとともに、消費者トラブルにあった際に行動することが、「消費者市民社会」の実現につながることをフローチャートで紹介している。

「社会への扉」を活用した授業を実施するに際して参考となるよう、「教師用解説」や実践事例を収録した「活用事例集」、「社会への扉」を解説した動画(教員用、生徒用)も作成し、公表している。また、「社会への扉」の内容を短時間で確認できる「確認シート」(契約編、お金・暮らしの安全編)も作成しているので、教員の方々には「社会への扉」本体に加え「確認シート」もご活用いただきたい。

消費者庁では、徳島県を実証フィールドとして、2017年度から19年度までの3年間、「社会への扉」等を活用した授業を受けた生徒全員を対象とする大規模な調査を実施し、その結果を公表している。授業を実施したことによる消費生活に関する知識の定着度、意識の変化を経年で把握するために実施した「追跡調査」の結果では、高校生の消費生活に関する知識について、全体的に知識の定着が見られたものの、契約の基礎である「契約の成立時期」や「契約の解約」など、授業前後の正答率の伸び率が高い問ほど、授業後から2年後にかけて正答率の低下幅が大きい傾向が見られた。また、消費生活に対する意識(自立した消費者としての意識)の質問については、授業後に「できる」と回答した生徒の割合が全体的に増加したものの、1年後は全体的に低下した結果となっている。



3 特別支援学校へ向けて

特別支援学校の教員からは、障害のある生徒に配慮した教材が必要との意見もあったことを踏まえ、消費者庁では、2020年度に「特別支援学校向け消費者教育用教材等制作検討会」において、主に知的障害のある生徒を対象とする特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材の制作を行った。

教材はスライド教材に加え、教師向けの「活用の手引」、「ワークシート」、「イラスト集」で構成されている。スライド教材は、基礎編4テーマと実践編3テーマ、合計7つのテーマで構成し、基礎編は、①買物・契約の基本、②商品の選び方、③いろいろな支払方法、④お金の上手なやりくりを、実践編は、①ネットショッピング、②スマホ・ネットでのトラブル、③契約トラブルの対策・対処法を扱い、社会生活で必要となる契約やお金に関する実践的な内容を学べるようにしている。障害のある生徒が自分の事として考えられるように、高校生のキャラクターと一緒にトラブル事例について学ぶスタイルを採用し、高校生のキャラクターがトラブルにあって失敗してしまったり、どうしたらいいか困ってしまったりする場面を取り上げて、失敗しないための注意点を確認したり、断り方や相談の仕方を自分事として具体的に学べるようになっていく。また、教員等が、生徒の実態に合わせてスライドの順番やイラスト等を変更(カスタマイズ)したりすることができるようになっていく。

4 「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン等の展開

2021年度は、成年年齢引下げ前の最終年度であることから、消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁が連携し、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを2021年3月に決定し、アクションプログラムに掲げられた取組を継続して実施するとともに、地方公共団体・大学、関係団体(事業者団体、消費者団体等)、メディア等も巻き込んだ重層的な取組を行ってきた。

消費者庁では、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施割合が相対的に低い私立学校や特別支援学校等を対象とした、外部講師による出前講座(オンライン実施を含む)事業を展開している。また、若年者に直接情報を届けるため、若年者が参加するイベントの実施・活用のほか、消費者庁ウェブサイト上の「18歳から大人」特設ページ、消費者庁Twitterアカウント「18歳から大人」、公式LINEアカウント「消費者庁 若者ナビ!」を開設し、若者に知っておいてほしい消費生活上の基本的な事項や若者に多い消費者トラブル等について積極的に情報発信を行っている。

「18歳から大人」特設ページでは、消費者トラブルの事例とその対策ポイントを扱ったチラシ・ポスターや著名人を起用した動画等、様々なコンテンツを掲載しているため、教員の方々には授業やイベント等で活用いただきたい。

今後も、SNS等も活用し、成年年齢引下げをテーマとした啓発・広報活動や情報発信等を行い、若年者やその親世代を含めた幅広い世代に問題意識を持ってもらうことができるよう、消費者教育の充実に向けた取組を推進していく予定である。教員の方々には、実践的な消費者教育の実施に加え、ホームルーム等の様々な機会をとらえて成年年齢引下げについての周知にご協力いただきたい。

(参考情報)消費者庁「18歳から大人」特設ページ

